

# 定期預金の中途解約（満期日前の解約）のお取扱い

定期預金を満期日前に解約する場合には、その利息はお預入れ日から解約日の前日までの日数について、お預入れ日数に応じた中途解約利率によって計算します。ただし、中間利払いが行われている場合は、その支払額と中途解約利息との差額を清算します。

## スーパー定期

		解約日までのお預入れ日数							
		6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 1年6カ月 未満	1年6カ月 以上 2年未満	2年以上 2年6カ月 未満	2年6カ月 以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
約定期間	1カ月以上 3年未満	解約日の 普通預金利息	約定利率× 50%	約定利率× 70%	約定利率× 70%	約定利率× 70%	約定利率× 70%	—	—
	3年以上 4年未満	解約日の 普通預金利息	約定利率× 40%	約定利率× 50%	約定利率× 60%	約定利率× 70%	約定利率× 90%	約定利率× 90%	—
	4年以上 5年未満	解約日の 普通預金利息	約定利率× 40%	約定利率× 50%	約定利率× 60%	約定利率× 70%	約定利率× 80%	約定利率× 90%	約定利率× 90%
	5年	解約日の 普通預金利息	約定利率× 30%	約定利率× 40%	約定利率× 50%	約定利率× 60%	約定利率× 70%	約定利率× 80%	約定利率× 90%

## 期日指定定期預金・変動金利定期預金

		解約日までのお預入れ日数					
		6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 1年6カ月 未満	1年6カ月 以上 2年未満	2年以上 2年6カ月 未満	2年6カ月 以上 3年未満
約定期間	解約日の 普通預金利息	約定利率× 40%	約定利率× 50%	約定利率× 60%	約定利率× 70%	約定利率× 90%	

## 大口定期預金

お預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合

下記の利率算定式 A および B により計算した利率または解約日の普通預金利率のうち最も低い利率を適用します。

お預入日の1カ月後の応当日以降に解約する場合

下記の利率算定式 A および B により計算した利率のうちいずれか低い利率を適用します。

算定式 A	約定利率×70%
算定式 B	約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}(\ast) - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(\*) 基準金利とは、解約日に解約する大口定期の満期日までに新たに預入するとした場合に適用される店頭表示金利をいいます。

※算定式 A および B により計算した小数点第 4 位以下は切り捨てします。

※算定式 B により計算した利率が 0% を下回る場合は、0% とします。

### 【ご注意】

- 満期日前に解約する場合、中途解約利率が 0% となる場合があります。
- 中間利払いが行われている定期預金を満期日前に解約する場合、中間利息の合計支払額が中途解約利率により計算したお利息額を上回る場合があります。
- こうした場合には、解約時の支払利息が 0 円になりますので、あらかじめご了承ください。

2025.2.3 現在